

# グローバル経済下での租税政策

## —消費課税の新展開—

森信茂樹\*

### 要 約

社会保障・税の一体改革が始まるが、中心は消費税議論となる。その場合、消費税を財源調達のための税制というだけでなく、消費を課税ベースとする税制のメリット、デメリットを冷静に議論することが重要である。

消費課税の本質は、貯蓄・資本蓄積に有利に働く、成長促進型税制といえる。法人所得への二重課税の問題がなくなり、間接金融と直接金融との中立性が確保され、企業の不必要な借入れ抑制を通じた企業体質の強化につながる。また VAT は、国境調整が可能で、国内産業の国際競争力が損なわれず、前段階仕入れ税額控除方式を採用するので、事業者相互間チェックのメカニズムが働きタックス・コンプライアンスが高いという長所もある。さらには、租税特別措置の入る余地が少なく、税制が簡素となる。加えて、水平的公平性が確保され、ライフサイクルでの税負担の平準化という大きなメリットもある。

他方で所得再分配の問題（逆進性）というデメリットがあるが、給付付き税額控除（GST 控除）での対応が可能である。抜本的税制改革では、国際的な租税政策をめぐる議論を参考にしつつ、税制の本質をめぐる議論が望まれる。

## I. はじめに—グローバル経済と税制の課題

### I-1. 税制を取り巻く変化と対応

国境を越えてヒト・モノ・カネが自由に行き来するグローバル経済の到来は、公共サービスの財源の調達という使命を帯びる税制に、様々な影響を及ぼしている。

最初の税制をとりまく経済環境が税制に及ぼす変化や影響を整理すると、以下ようになる。

第1に、足の速い金融・資本所得の低税率国やタックスヘイブン国への逃避・租税回避が進んでいる。多国籍企業は、低税率国に自らの付加価値を移転させ税負担を軽減させるタックスプランニングを戦略的に行っている。また、冷戦

終了後力をつけてきた中進国を中心に、税率を引き下げて自国に企業やヒトを呼び込もうとする政策をとり、これに対抗して先進国も法人税率を引き下げるなどの「税の引き下げ競争」が行われている。

第2に、このような低税率国への税源の逃避は、企業に限ったことではなく、個人富裕層の金融所得の移動を引き起こし、さらには個人も居住地の変更による租税回避行動を活発化させている。

第3に、先進諸国では、BRICS 等からの低価格輸入品の増大により、低スキル労働の代替

\* 中央大学法科大学院教授、財務総合政策研究所特別研究官

が進み、賃下げや非正規雇用の拡大による格差・貧困問題が社会問題化している。

これらの結果、先進諸国の税制には次のような問題が発生、あるいは懸念されている。

第1に、企業や資本性所得の海外への逃避は、自国の雇用を減少させたり、成長に必要な資本を欠乏させ、成長の低下を招くことになる。一方で、先進国共通の高齢化問題に必要な税収を確保するため、移動性の少ない勤労所得への重課が進めば、勤労意欲の低下、失業等経済の停滞を招く。OECDでは「有害な税の競争」を排除するプロジェクトを立ち上げ対策を講じてきたが、根本的な解決策とはなっていない。

第2に、個人、法人の租税回避行為の広がり、それを防止するため税制を複雑化させ税務コストの上昇を招いているだけでなく、企業活動のコンプライアンスコストを上昇させている。また、タックスシェルターの活用を通じた個人の租税回避行動の広がり、富裕層にその恩恵が偏り垂直的公平性の問題を引き起こしている。さらに、タックスヘイブン国へ逃避したマネーがリーマンショックの引き金となった投機的資金の温床であるとの問題意識が広がり、タックスヘイブン国との情報交換協定の締結等がG20での課題となっている。

第3に、このような状況下で高齢化に必要な財源確保の必要性に直面している先進諸国は、トレードオフになりがちな「公平な税制」と「効率的な税制」のバランスに配慮しながら、租税政策を模索している状況にある。具体的には、格差・貧困問題に対処するための所得再分配機能の強化と、資本所得に対する効率的な税制の構築を図りつつ、いかに財源調達機能を強化していくかという課題に悩まされている。

先述したように、冷戦終了後のグローバル経済の下での法人税率の引き下げ競争の結果、高税率国では工場移転と失業者の増大が進むとともに、低価格商品が流入する結果、労働者の賃下げや非正規雇用の拡大が進み、中低所得者の所得が引き下がることによる格差・貧困問題が社会問題となった。しかし所得再分配機能を強

化するために税率を引き上げることは、金融グローバル化の下で、金融所得という足の速い所得の海外逃避を促進させ、自国の成長に必要な資本が欠乏し、成長の低下を招く。そこで、貯蓄・資本に対する税制については、所得を合算して累進税率を課す包括的所得税・総合課税を修正し、自国の貯蓄を、国内で効率的に活用して経済成長につなげていくため、分離して軽減していかざるを得なくなってきた（後述する、「包括的所得税から二元的所得税（金融所得の分離・低率課税）」へという流れ）。

他方で、そもそも税負担をしていない者も含めた所得再分配を強化するためには、社会保障も一体的に設計することが必要となる。つまり、税の引き下げ競争への対抗や資本の効率を高めるための税制と、所得再分配機能の強化のための「税制と社会保障の一体的設計」とが、相互補完の租税政策ととらえられ今日まで続く税制の潮流となったのである。

ミード報告から30年を経過して同じIFS (Institute for Fiscal Studies) が公表したマリーズレビュー (Mirrlees Review) は、税制を構築する際に留意すべき点として、①国の境界、②負債と株式の境界、③法人与自然法の境界、④労働所得と資本所得の境界線が曖昧になってきたという基本認識を示したうえで、それをふまえた租税政策の重要性を指摘している。

また、IMFの財政局長を勤めたヴィト・タンジー氏は、2000年に「8つのシロアリ」と題する論文で、今後の税収を脅かす要因として、オフショア金融センターとタックスヘイブン、デリバティブとヘッジファンド、金融所得(キャピタルゲイン)課税の困難性、会社内取引の増大、海外活動の活発化、条約漁りの活発化、電子商取引の活発化と電子マネーの発達等8つの要因を挙げ、現代社会における個人・法人所得税の課税ベースの溶解ともいえる現象への対策を急ぐべきだと、課税当局に警鐘を鳴らした。

以下では、そのような現象を生み出しているグローバル経済の下で、公平と効率のバランスをとりながら税収の確保という難しい課題を突

きつけられている先進諸国が、どのような税制を模索しているのかを整理しつつ、将来の方向性を考えてみたい。

## I-2. 法人税のパラドックス

ここ20年間の法人税率（法定税率）の動向をみると、ほぼすべてのOECD諸国では法人税率の引き下げが行われている。図表を見ると、この10年間に数ポイントの法定税率（表面税率）の引き下げが行われていることが分かる。

これは、新興国をはじめとする国々が法人税率を引き下げて他国の企業を自国に引き込もうとする政策をとることに対抗し、先進諸国も自国企業の国内引き留めや外国企業の国内誘致を図るために法人税率の引き下げを行わざるを得ないことから生じた結果で、Race to the bottomとも呼ばれる激しい税の引下げ競争が行われていることを示している。

しかしEU諸国の状況を手細に見てみると、80年代以降一貫して法人税率を引き下げてきたが、法人税収の対GDP比や税収に占める法人税収の比率は上昇している。この関係を見たのが図表2、3である。

これは、「法人税の税率－税収パラドックス」と呼ばれている。Mooji<sup>1)</sup>は、法人税収の対GDP比を3つに分解して次のように分析している。

第一項は、法人の租税負担（実行税率、ETR）と呼ばれるもので、英・ポーランドでは減少しスペイン・フィンランドでは増加しているが、多くの国で安定的な傾向を示している。課税ベースの拡大は、この項に反映される。

第二項は、全体の付加価値における法人部門の割合（share corporate sector）を示している。多くの国で緩やかに上昇している（イタリアとスペインは減少）。

第三項は、GDPに占める企業所得の割合（profitability）を示している。多くの国で安定的である（仏・オーストリア・フィンランドは微増）が2000年代には増加している。

このようなことから次のような結論が見いだせる。

第1に、法人税率の引き下げは、投資税額控除や、loss offset rules、利子控除等の見直しなど制度的な課税ベースの拡大とセットでなされてきた、という点である。ただし、このことによって「税率と税収の負の関係」がすべて説明できるほどの関連は見いだせない。

第2に、法人企業の割合は各国で緩やかに上昇しているが、これは、個人事業主が法人格を取得するケースが増加したことを意味しており、法人税率の租税競争は、個人所得税収の減少を引き起こしていることになる。

第3に、法人税率の引き下げが顕著な時期である2000年代に第3項の増加がみられるが、これは、アントレナードシップにかきたてられ「新たな起業」が増えたことを示している。

第2、第3に見られる、個人の起業や、企業の法的形態の変化（法人格の取得）によるIncome Shiftingの重要性については、アメリカで多くの実証研究があるが、欧州諸国でも生じているといえよう。

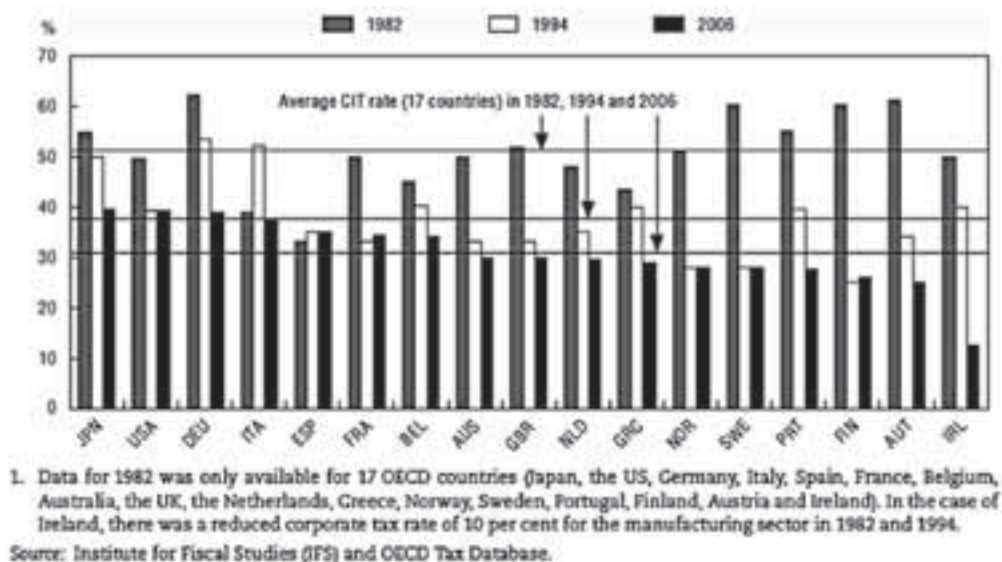
以上のように、法人税のパラドックスは、課税ベースの拡大、個人所得からのシフト、雇用の起業の増大という3つの要因が絡み合って生じた現象であると分析されている。

このことは、後述のように、今後我が国の税制改革を考えていく上で、課税ベースの拡大を前提にした法人税改革が必要であることを強く示唆しているといえよう。

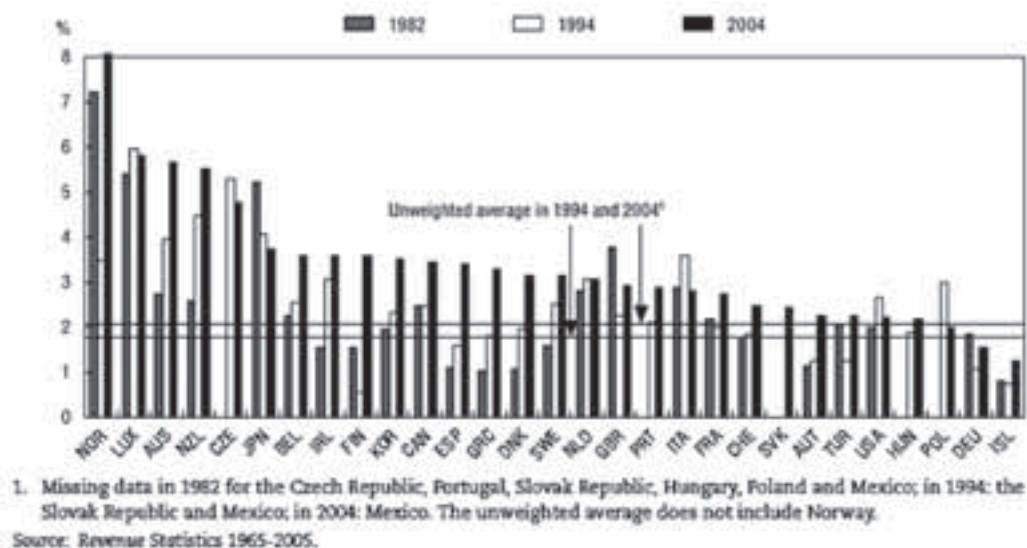
$$\frac{\text{法人税収}}{\text{GDP}} = \frac{\text{法人税収}}{\text{法人企業の総営業利益}} \times \frac{\text{法人企業の総営業利益}}{\text{経済全体の総営業利益}} \times \frac{\text{経済全体の総営業利益}}{\text{GDP}}$$

1) Mooji & Nicodeme (2007)

図表1 法人税（法定）率の推移（1982-2006）

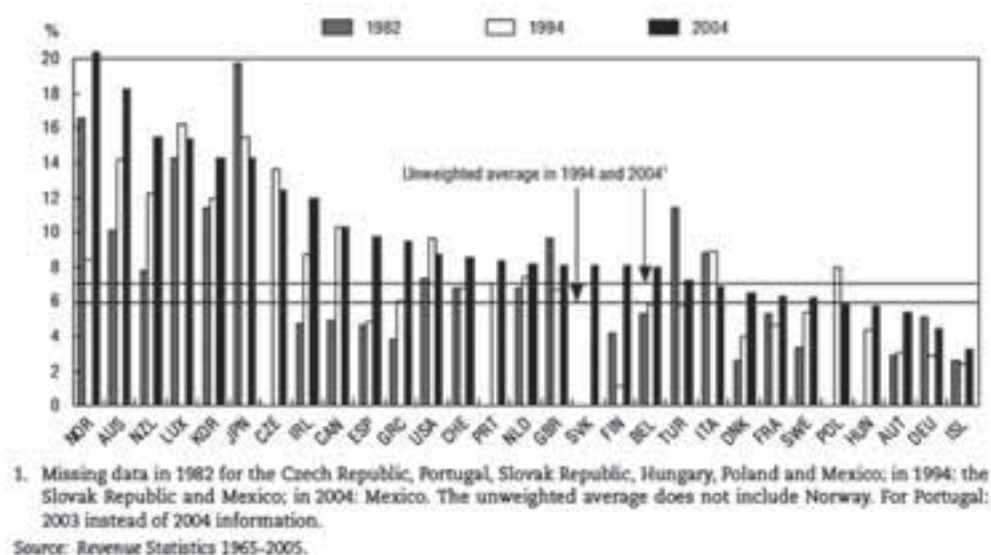


図表2 法人税収の GDP 比





図表3 法人税収の税収に占める割合



### I-3. 金融所得から勤労所得へのシフト

次に、所得を移動性の高い資本所得と移動性の低い勤労所得に分け、グローバル経済の下では、「移動性の高い資本所得に対する税負担が低下し勤労所得にシフトしている」ことを、放置しておくとし「勤労所得への過重な税負担となり経済全般に悪影響を及ぼす」との指摘について、どう考えるか議論しておきたい。

EU加盟国の税負担の状況を、勤労所得と資本所得とにわけて比較すると、1980-85年と1991-97年との間で、資本所得の実効税負担率は48.4%から45.3%へ、勤労所得は、33.0%から36.8%へ、消費税は16.6%から18.7%へと変化している。G7諸国の税負担の変化を見ると、資本所得が63.6%から59.8%へ、勤労所得が26.5%から29.8%へ、消費課税が13.0%から13.2%へと変化している<sup>2)</sup>。

この事実は、税負担が、足の速い資本所得から足の遅い勤労所得へとシフトしてきていることを示している。このような事態が進めば、勤労意欲の低下、失業等経済の停滞を招くという

ことから、OECDでは「有害な税の競争」を排除するプロジェクトが企画・実行され対策が講じられてきたのであるが、根本的な解決策とはなっていない。その後G20でも、租税回避への対応に加えて投機マネーの温床としてのタックスヘイブンへの資金移動が問題視され、情報交換協定の締結が課題となっているが、金融手段の発達に課税技術が追いつけないという状況が続いている。

### I-4. 米国法人税の実効税率低下

次に、法人税を取り巻く米国の状況を、法人が実際に利益から負担した割合を示す法人実効税率という点から見てみよう。

米国GDP統計より、企業の税引き前利益に対する支払い法人税額の割合であるEffective Tax Rate（税負担率、税効果会計調整前）を調べてみると、図表のようになっている。この間の法定法人税率は93年に34%から35%へと変わったが、実効税率を見ると、90年代は30%を超える水準で推移していたがその後急

2) OECD (2000)

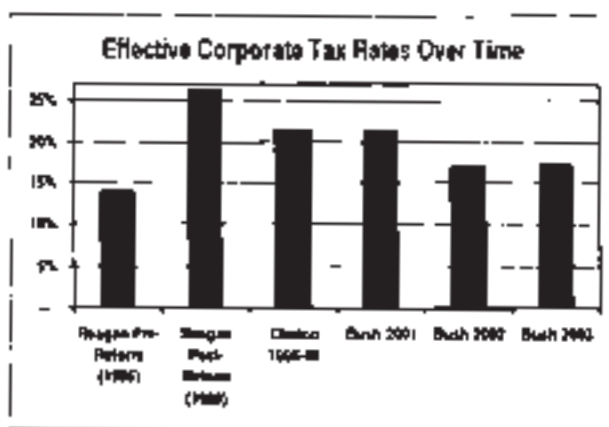
図表4 米国法人税実効負担率の推移

(単位10億ドル、%)

	1990	1995	1998	2000	2001	2002	2003	2004
税引前 企業収 益 (A)	412	684	723	773	713	765	904	1229
法人税 (B)	145	218	248	265	203	192	244	306
(B) / (A)	35.3	31.8	34.7	34.3	28.5	25.1	27.0	24.8
法定税率	34%		35%					

米国 GDP 統計

図表5 米国フォーチュン 275 社の法人税負担の推移



出典 Corporate Income Taxes in the Bush Years

速に低下、2001年28.5%、2002年25.10%、2003年27.0%、2004年24.8%と、この10年間に10%近く下がっている。

さらに、フォーチュン500米国企業の中から275社（法人税収の40%を占めている）の法人実効税率を比べると<sup>3)</sup>、レーガン大統領2期目の税制改革直後の26.5%から、クリントン、ブッシュ1期と低下を続け、2003年には17.2%に低下しており、表面税率（35%）の半分程度し

か負担していないことがわかる。

このような米国法人の実効税率の落ち込みは、連邦政府の財政だけでなく、州法人税の減収・公共サービスの削減等をもたらし、政治的な課題となっている。

実効税率（ひいては法人税収）を引き下げている要因としては、企業会計と税務会計の分離等さまざまな要因があるが、最大のものは、法人タックスシェルターを活用した租税回避の拡

3) R.McIntyre & T.Nguyen (2004)

大・蔓延である。

租税回避商品と訳されるタックスシェルターについて、エール大学のグラエッツ教授は、「頭の良い人によって考え出されるものの、税金以外の観点からはまったく意味のないばかげた取引」と定義している。さまざまな合法的な法形式を濫用して、租税負担を不当に軽減しようとする行為である。もっとも、タックスプランニングそのものは否認されるべき行為ではない。問題は、どの程度の「濫用」(abuse)が、税務上否認されるのかという具体的な線引きであるが、具体的な基準をめぐっては納税者と税務当局との間にさまざまな論争があり、結局個々に判断する以外にはないというのが米国の現状である。

タックスシェルターの本質は、人為的にペーパー上の控除や損失を作り出すことによって、所得課税負担を軽減することである。その方法としては、加速度償却や借入金の支払利子控除を活用し損失を前倒しすることや、累進課税される通常所得を、税制優遇されているキャピタル・ゲインに転換すること等が代表的である。最近では、ファイナンス理論や金融技術の発達によるきわめて複雑なシェルターが開発されており、これに対する規制策を検討・導入している当局といたちごっこが続いている。

加速度償却を利用したタックスシェルターへの対抗措置として1986年に、代替ミニマム・タックスが導入され、別個の税体系に基づき税額を計算し、課税をすることとされたり、負債利子の損金算入制限等数多くの規制策が導入されてきたが、本質的なシェルターの要素は減価償却や利子控除という所得税体系のもとでの損金算入にあるので、抜本的な抑制策として、消

費を課税ベースとする税体系への移行が改革案として提言されている。

## I-5. 税制改革2つの流れ

このような状況の下で、先進諸国は2つの視点から「抜本的な」税制改革を志向しつつある。

一つは所得税からのアプローチで、現行所得税の資本課税の手直しを中心とする改革である。後述するように、現行の資本に対する法人・個人所得課税は、①法人段階と個人段階の二重課税の問題、②負債調達を株式調達よりも優遇すること、③内部留保が株価に反映されるとしても、キャピタルゲインは実現されるまで繰り延べられるので、内部留保を新株発行よりも優遇していること④二重課税のない非法人形態を法人形態よりも優遇することといった問題が指摘されてきた。そこで、これを所得税体系の中で改善し、税制の中立性を高め、資本コストの効率化につなげていく改革が提案されたのである。

もう一つのアプローチは、課税ベースを所得から消費へシフトさせる抜本的な改革案である。これは、前述した4つの問題点を解決させるだけでなく、同時に、「生涯所得」で捉えた公平性の観点、さらには、税制の簡素化という観点からも主張されている。

この関係を一覧表にまとめると図表6のとおりである。

本稿では、あらためて各国で提案され、実行されている税制を比較検討し、我が国の抜本的改革へのインプリケーションを考えてみたい。

その前に、現行の包括的所得税に対する批判の背景を整理しておきたい。

図表6 税制改革一覧

課税ベース		税制
所得 税か らの アプ ロー チ	資本所得と勤労所得を分離，資本所得は低率で課税	二元的所得税，BOX・TAX
	法人段階での利子課税により利子・配当課税の中立化	CBIT <sup>4</sup>
	賃金(W)+利潤(P) + 利子(R)−減価償却(D)	所得型付加価値税， 法人事業税外形標準課税
消費 課税 の ア プ ロー チ	消費(C)	VAT・消費税
	所得(Y)−貯蓄(S)	支出税（直接税）
	賃金(W)+利潤(P) + 利子(R)−設備投資 (I)	加算型（消費型）付加価値税 フラット・タックス <sup>5</sup> エックス・タックス
ハイ ブリ ッド	資本所得と勤労所得を分離， 利子は事業体段階で課税，設備投資は即時償却	ブッシュ税制改革第2案

## II. 税制改革の議論の背景

### II-1. 包括的所得税への批判

米国の経済学者サイモンズによって唱えられた包括的所得税論は、「課税の公平性を最大限確保するためには、すべての所得を合算する必要がある」という考え方で、「2時点間における経済力の増加、つまり消費+資産（価値）の純増分」を所得と定義する。具体的には、キャ

ピタルゲイン等の資本所得と、労働の成果である勤労所得とを合算して、累進税率を適用する総合課税となる。定義が明快で、垂直的・水平的公平性に優れているので、それまでの分類所得税的な考え方に取って代わり、わが国を含めほとんどの先進諸国で総合課税制度が採用されてきた。

- 4) 資金調達に対する中立性を、新株発行に支払い金利控除に相当する株式控除を設けることにより対応する ACE (Allowance for Corporate Equity) がある
- 5) 付加価値を2つに分け、法人段階ではキャッシュフロー課税（利潤+利子+減価償却−設備投資）、個人段階では賃金に対して同率で課税、個人段階で控除あり。



しかし、この制度は、経済の高度化・複雑化、グローバルな資金移動等実体経済の変化の下で様々な問題を生じさせてきている。

第1の問題は、資本所得に対する課税が、経済活動にゆがみを生じさせているという問題である。まず、法人源泉所得の二重課税の問題である。配当（さらにはキャピタルゲイン）は、法人段階と個人段階で2度課税されるが、その間の調整は完全には行なわれず「二重課税」の問題を生じさせている。

次に利子に対する課税も問題がある。法人段階では支払利子として損金算入される（課税されない）ので、間接金融（銀行借入れ）のほうが直接金融（資本市場での資金調達）より税制上優遇されることになり、資本調達のゆがみを生じさせている。米国ではこの問題が、企業が所得を圧縮するために過大な借入を行い会社経営の弱体化につながるという問題意識、さらには、過剰な借り入れがレバレッジを活用した投機的行動につながりリーマンショックの要因となったという議論に発展している。

また、個人段階では、課税後の所得から貯蓄した利子にも所得課税されるので、貯蓄に対するインセンティブを弱め、資本形成を阻害することになる。貯蓄に励み老後に消費をとっておく個人は、貯蓄せず全て消費する個人と比べて、税負担上不利になる（「アリのような人生を送るより、キリギリスのような人生を送る方が税制上有利」ということとなり、米国のような過少貯蓄・過剰消費経済のもとでは大きな問題となる。

第2の問題は、所得税は、担税力に応じて課税するという考え方から、人的控除等の所得控除に加えて、医療費控除、災害控除等の配慮もなされる。さらに、社会・経済政策上の観点から、年金貯蓄、住宅投資、株式投資等について、税率の軽減や課税繰り延べなど多くの優遇措置が導入される結果、包括性に利点を持つはずの所得税の課税ベースは大幅に縮小し、既得権化

され、水平的公平性を阻害している。この結果、水平的公平性が阻害されるだけでなく、優遇される経済活動とそうでない活動との間にゆがみ・非効率を生じさせ、さらには、税収調達機能にも大きな問題を生じさせている。

とりわけ我が国所得課税ベースの個人所得に占める割合を比較すると、米国のほぼ半分となっており<sup>6)</sup>、大きな問題を抱えている。

加えて、このような特別措置が税制を複雑にし、納税コストやコンプライアンスコストの上昇をもたらしている。あえて表現すれば、いろいろな公平性を達成するために設けたきめ細かい控除が、税制を複雑にした結果、肝心の公平性をも損なう結果になっている、といえよう。

3番目に、グローバルな経済のもとで、包括的所得税がさまざまなチャレンジを受けているということである。金融所得と勤労所得とを合算し累進税率を課す総合課税は、垂直的公平性の確保という観点からは理想の税制ではあるものの、金融手段の発達、グローバルな資金移動の下で資金移動が生じる結果、可動性の低い（移動することが難しい）消費や勤労所得に相対的に重課されることとなり、経済活動をゆがめ、資源の効率的な配分を妨げるという問題が生じている。先進諸国の税体系が付加価値税の比重を高める方向でシフトしてきたことは、このことを物語っている。

4番目に、理論の包括性と実際の課税技術とのギャップが拡大し、実際の税務執行がおいつけず、租税回避の問題や税制の複雑性を招いていることである。

とりわけ難しいのが、資本課税つまりキャピタル・ゲインへの課税である。キャピタル・ゲインには、本来課税されることのない、インフレによる資産価値の増分が含まれていたり、長期間に渡る資産価値の増加が一気に実現することが多いので、累進税率の下で高い税率が適用されては負担が過重になるという問題がある。また、課税のタイミングの問題もある。本来所

6) 森信（2002a）

得課税の考え方下では、キャピタルゲインは、発生したときに課税するのだが、個々の資産について、いくら価値が増加しているか（つまり時価）を把握することは、現実には困難である。そこで、キャピタル・ゲインを売却するなど、その価値の増加が実現する時まで課税は繰延べにならざるを得ず、値上がりのある資産については譲渡（実現）しないほうが課税が繰り延べられ有利となるので、資産凍結効果（ロックイン効果）を生じさせている。また、この点を利用した租税回避行為が生じることになる。

さらに、減価償却制度のように所得課税の宿命とも言える複雑な問題を抱えこむと同時に、利子控除と組み合わせた租税回避商品（タックス・シェルター）が蔓延することとなる。これは、資本の効率性をゆがめ、執行コストを増大させ、更に、租税回避行為が高額所得者層に偏ることから生じる垂直的公平性の問題を生じさせている。そしてこのような租税回避行為を防ぐためのさまざまな規定が所得税制を大層複雑にし、課税の執行コストの上昇を招いている。

米国におけるタックス・シェルター（租税回避商品）の蔓延、ドイツにおけるルクセンブルクやリヒテンシュタインへの高所得者層の資金逃避、スウェーデン等の北欧諸国の高額所得者層を中心とした大掛かりな租税回避行動は有名であるが、我が国でも、航空機リース・船舶リース・映画フィルムリース等を組合契約でくり金融商品としたタックス・シェルターが秘匿普及しつつある。

このように、包括的所得税は、グローバル経済の中で大きなチャレンジを受けている。

## II-2. 消費課税の優位性の論理

以上のような所得税を取り巻く現実に対して、消費を課税ベースとする支出税、さらには最適課税論からの根本的な問題提起がされるとともに、グローバル経済下での消費課税の優位性が強調されてきた。

### II-2-1. 公平性としての消費課税<sup>7)</sup>

税の計算をする際のものさしである課税ベースには、「所得」「消費」「資産」があるが、消費課税というのは、消費を課税ベースとする税の総称である。所得課税と消費課税とは課税ベースは異なるものの、個人にとってみれば、一生の間に得た「所得」は生涯をかけて「消費」する、つまり生涯所得＝生涯消費なので、その差異はそれほど大きくはない。所得税は、労働の報酬である所得の手取り額を減らす、消費税は物価の上昇を通じて購買力を低下させるというかたちで労働の報酬、つまり所得の手取りを減らす。どちらも所得にマイナスの影響を与えるという点においては変わらない。マクロ経済的には、「国民所得は国民消費に等しい」ということから、双方の類似性が理解できる。もっとも、所得税を差し引かれた後（税引き後）の所得から継続的に貯蓄をしてきた人にとっては、所得税体系から消費税体系に変更すると、貯蓄を取り崩す段階で消費課税されることになるので、移行期には大きな影響が生じる。

このような中、これまで公平の観点からは、所得税が最も優れた税制とされてきたが、19世紀後半のJ.Sミル、さらには20世紀前半のN.カルドアから、次のような根本的な問題提起が行われた。

「所得は勤労という社会への貢献の結果得られるものであるが、消費は社会資源の浪費ともいえるので、個人が社会に貢献したときに得られる労働の対価としての所得（プールへの注入）に課税するよりも、彼等が社会から取り出し消費する（プールからの汲み出し）時に課税する方が公平である」という主張である。

さらにこの論理を発展させたのが、「もともと個人の経済力は、単年度の所得で図るより、長期的にどれだけの消費を維持できるかという点に求められるので、一期間の消費額で測るほうがよい」という考え方である。とりわけ、「消

7) 以下の記述は森信（2007）参照

費は個々人のライフサイクルに応じて行われるので、消費への課税は生涯にわたって税の負担を求めることとなり、ライフサイクルを通じた税負担の平準化につながり、勤労時への過度な税負担を避けることができる」というメリットが強調された。

また、消費税は世代を問わず消費に対して課税されるので、世代間の負担の公平という問題の解決に資するということができる。少子・高齢化社会のもとでは、世代間の税負担の公平という視点は大層重要である。

次に、「同一の所得には同一の税負担を求める」という水平的公平性の観点である。所得税はさまざまな配慮から課税ベースが狭くなるのに対して、消費課税には特別措置の余地が比較的少ない。

また、我が国では、サラリーマンの所得はガラス張りになっているのに、個人事業者は、私的な支出を経費として付け替えて、税負担を軽くしているのではないか、という不満が強くある。実際の所得の補足率は、サラリーマンが9割、事業者が6割、農業が4割、ということで、このような所得の種類間における捕捉のアンバランスはクロヨンと呼ばれている。クロヨン問題の根本は、所得課税の性格からくる執行の困難性にある。所得というのは、法律で決められた概念で、消費のように事実行為ではなく、一枚の領収書を巡って、経費か否かの判定にはどうしても限界が生じる。一方消費課税は、外形的に捕える事の可能な消費を課税ベースとし、現金主義的な要素の強い税制なので、このような問題が少なく、水平的公平性に優れた税制である。

消費課税の下では、所得控除や税額控除といった個別の事情に応じた担税力の調整という問題は基本的に生じないので、課税ベースは拡大し、財源調達機能も高まる。ただし、軽減税率の問題や、中小事業者の事務に配慮した特別措置の導入、さらには「益税」の問題がある。また、減価償却の代わりに投資は即時償却になるので、この部分は課税ベースの縮小となる。

さらに消費課税の下では、先述したような、インフレ調整、減価償却、キャピタルゲイン課税等複雑な問題も生ぜず、減価償却と借入金の利子控除を活用して損失の先取りを人為的に行うという租税回避の問題も基本的には排除される。

## II-2-2. 経済効率と消費課税

先述のように、効率性の観点からの包括的所得税批判が行われているが、消費を課税ベースとした税制に切り替えると、包括的所得税の持つ効率性の問題点の多くが解決できることになる。

第1に、貯蓄や投資への二重課税が生じないこと、直接金融と間接金融に中立的であるということである。所得税体系の下では、法人源泉の所得は二重課税となり、調整手段を講じても完全な排除（調整）は困難であるが、消費課税のもとでは、貯蓄や投資は課税されないのでも、そもそもこのような「二重課税」の問題は生じない。配当に対する二重課税がなくなると、資本効率が向上し経済成長に役立つ。

さらに、所得課税の下では、所得を稼いだ時に一度課税され、貯蓄して利子が発生するとまた課税されるので、貯蓄意欲に対してマイナスの効果を持つが、貯蓄に対する課税のなくなる消費課税の下では、それがなくなり経済効率が向上する。

具体的には次のようなことである。当期の所得が1000で、貯蓄すると来期には10%の利子がつくと仮定する。この場合当期の1000と貯蓄して得られる来期の1100とは等価（現在価値が同じ）である。では、20%の所得税が課せられるとどうなるであろうか。当期の税引き後所得は800となる。貯蓄すると80の利子がつくが、それに対して20%の所得税が課せられるので、来期の税引き後所得は864（800-80《1-0.2》）となり、貯蓄のリターンは8%（64÷800）に減じることになる。

20%の消費課税のもとでは、当期の税引き後（税抜きの）消費額は800で、この点は先の

所得税の場合と同じである。貯蓄して1100にして使う場合には、税引き後（税抜き）の消費額は880となるので、貯蓄のリターンは10%（ $80 \div 800$ ）となり、所得税の下での場合の8%より向上し、利子に課税されない場合の水準（10%）と同じになる。つまり、消費課税のもとでは、現在の消費と将来の消費とが「中立」となるといえる。

更に、企業の資金調達に際して、銀行から借り入れた場合（間接金融）、支払利子は経費として控除されるので、株式発行による資金調達の場合（直接金融）より有利になる。そこで、企業行動として、多額の借入金をするにより、利子を経費に算入し企業利益を圧縮しようという行動を採りがちになる。しかし消費課税のもとでは、利子（相当分の付加価値）は企業段階で課税されるので、このようなことはなくなり、消費課税は、直接金融と間接金融との間に中立な税制で、経済効率化に資するということとなる。

また、所得課税の下では、資本財は価値が下がる程度に併せてその分だけ所得から控除する減価償却が認められているが、消費課税のもとでは、設備投資額は即時に全額経費として控除される。これは、投資に対し「正常収益」ではなく「超過収益」のみに課税することになるので、資本コストに影響がなくなることを意味している。ハイテク産業のように資本の陳腐化のスピードの速い分野では、投資を促進し、競争力の向上に役に立つというメリットが生じる。

このように、消費課税は、経済効率という観点から優れた税制である。

### II-2-3. 消費課税と簡索性

最後に、簡索性の観点からの議論が最近では重要視されている。

簡索性には、大きく2つの意味が含まれている。一つ目は、簡索性（Simplicity）のことで、税の仕組みがシンプルで計算も簡単で透明性が高いという主として納税者の観点である。消費課税の下では、おのずから特例措置が限定される

ので、簡素な税制となる

2つ目は、執行面における公平性（Enforceability）ということで、税務当局にとって、執行コストがかからないということである。消費税（付加価値税、VAT）について言えば、取引の事実を証明する書類（インボイス等）を用いて売上にかかる消費税額から仕入れにかかる消費税額を控除する、仕入れ税額控除制度を採っている。そこで、ある企業の仕入が前段階の企業の売上になるという連鎖（リンク）の下で事業者相互に牽制が働き、脱税の生じにくいシステムになっている。また、所得税の納税義務者は個人であるのに対して、消費税は、仕入や売上をきちんと記帳している事業者が納税義務者になるので、タックス・コンプライアンスが優れているといえる。

以上を要約すると以下のようになる。

消費課税の特徴は、資本所得への負荷を排除させるので、効率性に優れた成長促進型の税制であるということ、加えて、公平の尺度を「生涯所得」で捉えると、「生涯所得」＝「生涯消費」なので、公平な税制であること、減価償却や利子控除がなくなるので、税制が簡素化し租税回避も少なくなること等である。

### II-2-4. 消費課税の長所に対する反論

もっともこのような長所については、次の反論がある。まず、経済効率の点について、二重課税がなくなると貯蓄が増えるかどうかは所得効果と代替効果を比較しなければならないという点である。利子に対する課税がなくなると、税引き後の利子所得は増加するが、その際、もっと貯蓄を増やそうという効果（所得効果）と、税引き後の利子所得が増加するので、一定の貯蓄額を達成すれば、あとは消費に回そうという効果（代替効果）の双方が働くが、どちらが大きいかわかりませんが、明らかではないという批判である。

また、企業の設備投資が即時に全額経費となるので、ハイテク産業のように、資本の陳腐化のスピードの速い分野では、競争力の向上に



役に立つが、すでに莫大な設備投資をしてしおえた産業にとっては、償却ができないことになり、不利になるという問題が指摘されている。簡素の点についても、源泉徴収制度が導入

されている所得税に比べて、消費課税制度のもとでは源泉徴収ができにくいので、滞納の問題が生じやすく、執行コストが増加するのではないかという問題点が指摘されている。

### Ⅲ. さまざまな税制改革案

以下では、包括的所得税に対する問題点・課題が噴出する中で、現実に先進諸国で議論され実施されてきたさまざまな税制改革の概要と問題点を論じてみたい。

#### Ⅲ-1. 所得税改革からのアプローチ

##### Ⅲ-1-1. 貯蓄非課税制度の拡充

第1に、貯蓄非課税方式が上げられる。後述するように米国には、さまざまな目的での貯蓄に対して非課税、正確には課税繰り延べにす

る制度が導入されている。

繰り延べの方法については、貯蓄時非課税（所得控除）、運用時非課税（Exempted）、引出し（消費）時全額（元本と運用益の合計）課税（Taxed）というタイプ（これをEET型と称す）と、貯蓄時課税（所得控除はなし）、運用時、引出し時非課税というタイプ（TEE型）2つがある。所得を100、税率20%、運用利回り5%として、10年後の税引き後手取りを計算すると、下表の通り同額となり、2つのタイプは基本的には

図表7 EET, TEE型の税引後手取り額の比較

	拠出額	拠出時の納税額	10年後の元本＋運用益	10年間の納税額	10年後の税引後手取り額
① EET型 (IRA)	100	非課税	$100 \times (1.05)^{10}$	33	130
② TEE型 (Roth IRA)	80	20	$80 \times (1.05)^{10}$	非課税	130
③ 所得課税	80	20	126	8	118

(注1) 拠出前の所得100、利回り5%、税率20%（所得区分にかかわらず一定）と仮定する。

(注2) IRA (Individual Retirement Arrangement) は、米国の個人退職年金制度で、拠出時非課税、運用時非課税、引き出し時課税の通常のIRA型と、税引後所得から拠出し、引き出し時に非課税となるRoth IRA型がある。

(注3) 所得を課税ベースとする所得課税の場合、毎年の運用益に対して課税される。



同じものであることがわかる。

米国では、前者の代表的な制度としては、IRA（個人退職勘定）と401（K）税制があり、後者の代表として、ロスIRA（個人退職勘定）がある。IRAというのは、拠出金が所得控除の対象となり拠出金・運用益への課税は引き出し時まで繰延べられる制度で1974年の従業員退職所得保障法（エリサ法）により創設されたものである。また、「ロスIRA」は、拠出金の所得控除を認めない代わりに、5年以上保有すれば引き出し時に非課税措置が受けられる制度である。

わが国では、拠出時課税・運用益・引出し時非課税TEE型の制度として、老人等のマル優・特別マル優、住宅財形、年金財形などがある。また、わが国の社会保険料控除は、社会保険料を拠出する段階の非課税を認める税制である。

ブッシュ（子）大統領税制改革諮問委員会の報告書では、この非課税制度を統合しつつ拡充する具体案（第1案）が提案されている。これは、米国の税制は長年所得税中心主義を取っており、その下で可能な限り消費課税に近づけようとする米国流の手法といえよう。

わが国にも、豊富な金融所得の活用と自助努力による老後の生活資金の確保を目的として、米国IRAのような制度を導入する必要性が考えられる。筆者は、日本版IRAの導入について、ロスIRAを参考とした具体的な提言を行っている<sup>8)</sup>。

### Ⅲ－１－２．CBIT（Comprehensive

#### Business Income Tax，包括的事業所得税）

北欧諸国が二元的所得税を導入し始めるのとはほぼ同時期の1992年、米国財務省は、資本への効率的な税制としてCBIT（Comprehensive Business Tax，包括的事業所得税）を提言した。

この税制は、二重課税の調整の行われていない米国の法人税制において、利子控除を廃止することにより、支払利子を配当とともに法人税の課税ベースに含め課税する一方で、個人段階での資本所得（利子・配当・株式譲渡益）に対する課税を全て廃止することにより二重課税を排除するという内容である。利子・配当に対する課税を企業段階で完結することにより、法人税と所得税の統合を図ろうとしたもので、株式発行（直接金融）と借入れ（間接金融）という企業の資金調達の中立化、法人企業の配当と内部留保との間の中立性、さらには組織形態の中立性を目的としている。法人段階での利子の損金算入を認めない一方で、法人、個人事業形態を問わず、事業主体の所得は事業主体段階において一律31%（個人所得税の最高税率）で課税される。これは、個人所得を資本所得に転換するインセンティブを排除するためであるとされている。一方、財務省提案は、投資は全額経費扱いではなく減価償却部分のみ控除され、支出税（消費課税）的な考え方は採らないとしており、消費課税体系ではなく所得税体系の中での改革である。

この流れは2003年のブッシュ減税（2008年までの時限措置）において、これまで総合課税されていた配当所得について、5%または15%の税率で課税される<sup>9)</sup>という形で引き継がれた。ブッシュ税制の下では、1年超保有のキャピタルゲインについても、分離して配当と同様の税率で課税されるので、配当所得とキャピタルゲインについて「分離して同率で課税する」二元的所得税と類似した税制となった。その後、この思想はブッシュ大統領税制改革諮問会議の報告書につながっていく。

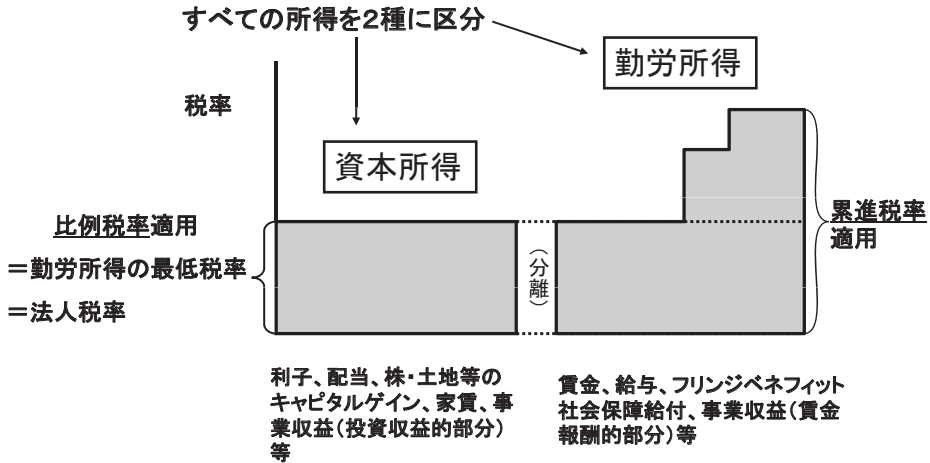
また、資金調達に対する中立性を、新株発行に支払い金利控除に相当する株式控除を設けることにより対応するACE(Allowance for Corporate Equity)

8)「金融所得一体課税と日本版IRAの提言」(金融財政事業研究会、また提言内容金融税制研究会(2009年10月)は、[japantax.jp](http://japantax.jp) から閲覧可能

9) 給与所得等と配当所得、キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタルゲインのうち一定金額以下のブラケットに対応する部分は5%、それ以上の場合は10%とする税制で、2段階課税と呼ばれる。税制で、2段階課税と呼ばれる。

図表8 二元的所得税のコンセプト図

—S.Cnossen, "Dual Income Tax" (1997)に基づく概念図—



(政府税制調査会資料を加工)

がある。この税制は、新株発行に対して支払利子控除に相当する株式控除を設けることで、株式による調達と負債による調達に対する中立性を確保する税制である。株式に係る概念上の金利を設定し、それを前期末の株主基金に乗じることで株式控除を算出する。問題点としては、概念上の金利である帰属利率を正確かつ適切に設定できるかという点が指摘されている。また、現行の法人税に比べて課税ベースが小さくなるため、税収中立で改革を行う場合、税率が上昇するという難点もある。この点は、後述するキャッシュフロー法人税も同様である。さらにACEは源泉地主義課税のため、租税競争や利益移転のインセンティブは排除できないとの指摘がある。この点を解決するには、仕向け地主義の法人課税という新たなコンセプトでの税制になる。

ACEは、クロアチアやベルギーで実際に導入され、部分的なタイプがイタリアでも実施されている。出発点は法人所得税からの改革であるが、結果として消費課税の類型になり、この点キャッシュフロー法人税と同じ考え方である。

### Ⅲ-1-3. 二元的所得税

#### (1) 概要

二元的所得税とは、個人の所得を賃金・給与等の「勤労所得」と、利子・配当・キャピタルゲイン・不動産所得等の「金融・資本所得」（以下、資本所得）との2つに分けて、勤労所得にはこれまでどおりの累進税率を課すが、金融・資本所得は合算して分離し、比例税率を課するという税制である。資本所得の税率は、法人税率や勤労所得の最低税率と同水準に設定されている。また、資本所得の中では、損益通算や損失の繰越が可能だが、勤労所得と金融所得の間の損益通算は原則としてできない。

この税制の考案者であるCnossen (98)は、二元的所得税の基本的特徴として、以下の7つの要素を上げている。

- ① すべての所得を資本所得と勤労所得に分ける
- ② 資本所得は比例的な法人税率によって課税され、勤労所得は累進税率によって課税される。勤労所得の最低税率は法人税率と同水準に設定する
- ③ 資本所得と勤労所得は完全に分離して課税される。あるいはまず法人税率で課税され、

図表9 オランダ BOX 税制の概要 (2001年)

1、所得税改革

- ・所得税の課税ベースの拡大—基礎控除等の人的控除を所得控除から税額控除に。低所得者対策として、児童税額控除や勤労税額控除の導入
- ・税率の引き下げ—33.9～60%から、32.35%～52%へ

2、ボックスタックスの導入

- ・金融所得に対する適正な課税を行うことを目的に、所得を3つのボックスに分類。ボックス3は、富裕税に代わるものとして導入。資産からの収益率を一定(4%)とみなし、資産価格の1.2%を税額とする税制。

ボックス1	勤労・事業・居住用住宅からの所得	33.6%～52%
ボックス2	大口株主・出資者の持ち分所得	25%
ボックス3	資産からのみなし収益	30%

その後追加的に推進的な所得税率で課税される。分離課税によりさまざまな形態の資本所得に対してフラットな源泉課税を課すことが可能となる。

- ④ 法人段階と株主段階の法人所得に対する二重課税は完全インピュテーションにより回避できる。同等の効果を持つ代替的な方法としては、株主段階で配当所得を非課税にすることである。
- ⑤ 企業段階の留保利益に対する二重課税は、株主に対して、法人税のかかる留保利益の分だけ株の簿価の引き上げにより回避することができる。代替的な方法としては、譲渡益を非課税にすることである。
- ⑥ 法人税の税率で資本所得を企業段階、あるいは支払い段階で、支払う主体から源泉課税する。
- ⑦ 個人企業、非公開企業の収益は資本所得と勤労所得に分かれる。資本所得分は、企業の資本価値に予想収益を適用して計算し残りが勤労所得となる。

もっともこれらは理念形であり、実際各国に導入された税制は、さまざまなバリエーションを持つものとなっている。

(2) 二元的所得税の評価

二元的所得税は、前述したように、包括的所得税論に基づく税制が、現実的に公平性、効率性の両面で大きな問題を抱えているという認識が出発点となっている。スウェーデン等北欧諸国では、これに変わる税制として、「労働に比べて資本の供給弾力性は大きいので、資本に対しては勤労より軽い税率で課税することが効率的である」という最適課税論、さらには資本所得に対する課税を排除しライフサイクルにおける税負担の公平を重視する支出税論の立場からも含めて議論された結果、それらの要素も取り込んだ所得税改革の税制改革案として、二元的所得税が採用されたのである。

もっとも、その位置づけについては、論者によって見解の差異がある。包括的所得税から消費課税へ移行する中間的な税制として位置付けるもの、厳格な税理論に裏打ちされたものというより現実の諸課題に対処するための税制と認識するもの、あるいはグローバル時代の本格的税制、効率の税制として位置付けるもの等々さまざまである。スウェーデンで初めて導入された際の実理的な理由としては、利子控除を活

用した租税回避防止・公平性の確保という観点  
が加わっていたが、二元的所得税の本質は、効  
率性に重点を置く税制改革案である。

北欧諸国において二元的所得税が導入され  
た後、オーストリアやベルギー、イタリア、オ  
ランダ、ギリシア、ドイツにおいて、二元的所  
得税の考え方を基本とした税制が導入されてい  
る<sup>10)</sup>。とりわけ通貨統合後、厳しい租税競争  
に晒されてきたヨーロッパ諸国において、二元  
的所得税やそれに類似した税制が導入されてき  
ているという事実は、二元的所得税が、経済の  
グローバル化や国際的租税競争への対応策とし  
て現実的な税制としての存在意義を発揮しつつ  
あると評価すべきであろう。

一方二元的所得税に対しては、高所得者に偏  
る金融所得を分離して低率で課税するので、垂  
直的公平性の観点から問題が多いという批判が  
継続的に行われてきた。これに対して、二元的  
所得税を導入したスウェーデン、オランダ、ド  
イツの税制改革を全体として見ると、給付付き  
税額控除の導入、住宅手当や子育て支援等の社  
会保障支出の拡充がほぼ時期を同じくして行わ  
れており、意図したかどうかは別として、効率  
的な税制という観点からの二元的所得税の導入  
に伴う垂直的公平性への懸念に対して、社会保  
障支出の拡充と組み合わせることにより、つま  
り税と社会保障の一体的改革により、全体とし  
てのバランスを取っていると考えられる。各国  
とも国境を越えてヒト・モノ・カネが自由に行  
き来するグローバル時代の租税政策として、効  
率と公平のトレードオフに悩みつつ、北欧諸国  
等では二元的所得税の導入と社会保障支出の  
拡充を一体とした政策運営を行っているのだ  
る<sup>11)</sup>。

### Ⅲ－１－４．ボックス税制

オランダでは2001年に、雇用の増加、国際  
競争力の強化、勤労所得への過重な税負担の軽  
減等を目的として、各種所得控除の整理による

課税ベースの拡大、税制の簡素化等を内容とし  
る所得税の抜本的な改革が行われた。

具体的には、所得税と一般社会保険料の統  
合、税率の刻みの縮小と減最高税率の引き下げ、  
所得控除の税額控除化による課税最低限の縮小  
等の所得税の簡素化、最低税率のみの納税者に  
対して申告不要とする納税方法の簡素化等が挙  
げられる。

注目すべきは、BOX 課税システムへの移行  
で、個人の所得を、①勤労所得及び帰属家賃等、  
②大口持分所得からの資本所得、③貯蓄・投資  
所得の3つのBOX（分類）に分けた上で、①  
については累進課税、②の資本所得については  
25%、③については30%の比例税率を適用す  
るとともに、勤労所得と資本所得等異なるボッ  
クス間での通算を認めないこととしたのであ  
る。なお、法人税率は30%と35%の2段階で、  
配当の二重課税の調整は無い。

③についての課税方法は、オランダ居住者  
について、貯蓄と投資の合計金額（負債は控除）  
を年初と年末に時価評価して、その平均値から  
2万ユーロを差し引いて課税ベースを計算し、  
みなし収益率として4%を乗じて所得計算する  
（つまり純資産額に1.2%の税率を課す）とい  
う内容である。オランダではこれまで、キャピ  
タルゲインは実質非課税であったので、配当所  
得をキャピタルゲインに転換する租税回避が多  
くみられ、これを防止することがこの税制導入  
の目的であったが、このような内容の税制は、  
資本所得税を資産保有税で代替した税制と位置  
付けることもできよう。なお資本逃避や租税回  
避を引き起こす要因であった富裕税は廃止され  
た。

もっとも後藤（09）は、BOX3で課税される  
個人資産総額は、全体7400億ユーロのうち  
1900億ユーロであり、これから得られる税収  
は全体の1%となっており、資本所得税の代替  
というには問題があると指摘している。また  
OECDは、このようなオランダのこの税制改革

10) Genser [2006]。

11) OECD (2006)



について、セミ二元的所得税の導入と位置付けている<sup>12)</sup>。

もう一つ、2001年の税制改革において、所得控除から(給付付き)税額控除への改組が行われ、税額控除の範囲に、税と一体的に徴収されている社会保険料を加えるという改革が同時に行われていることは注目される。田近・八塩(08)によると、「所得税と社会保険料は徴収一元化され、国民は一括納付をする。勤労所得に対して課せられた税・社会保険料合計額に対して、基礎的税額控除と勤労促進を目的とした勤労税額控除の双方が適用される。税額控除の負担軽減効果は所得税負担率を大きく超えることがあり、その部分は社会保険料の負担軽減に充てられる」という制度改革が行われた。さらに2008年には、児童税額控除について、低所得者は税額が小さく恩恵を受けられないことを改善するために、児童手当に改組された<sup>13)</sup>。ここでも、効率税制を補うものとして、社会保障との一体運営による公平税制が導入されている姿が見て取れる。

### Ⅲ-2. 消費課税アプローチ

#### Ⅲ-2-1. 消費課税の3つの類型

消費課税と言うのは、「消費」を課税ベースにする課税方法であるが、消費を測定する方法としては、次の式で表すように3つの方法がある。

- 一式 消費 (C)
- 二式 = 所得 (Y) - 貯蓄 (の増分) (S)
- 三式 = 賃金 (W) + 利子 (R) + 利潤 (P)  
- 設備投資 (I)

この消費の測定方法に従って、いろいろなバリエーションの消費課税が生まれる。

第1類型は、1式の消費 (C) に対して、間接税として課税する税制で、「VAT」(付加価値

税、わが国の消費税)と「小売売上税」(米国やカナダの州税)が該当する。

第2類型は、2式の所得 (Y) - 貯蓄 (S) を課税ベースとする税制で、直接税として課税する方式は「支出税」と呼ばれる。表では所得税改革に分類したが、貯蓄した場合、利子等の金融所得を非課税にする方式も経済効果としてはこれと同等である。

第3類型は、3式のように、消費を付加価値の要素に分解し、各要素を足しあげて課税する方式では、加算型付加価値税と呼ばれている。なお、投資に関して、一括控除ではなく減価償却部分のみ控除させるものは、所得型付加価値税とよばれ、かつて、シャープ使節団がわが国に勧告した税制はこのタイプに属している。また、地方税で導入されている法人事業税外形標準課税は、この考え方に基づいた税制である。

米国で議論されている「フラット・タックス (ホール・ラブシカ型)」も、この類型にはいる。この税制は、付加価値を、個人段階の賃金と、法人段階のキャッシュフロー (利子 + 利潤 - 設備投資) に2分する。その上で、個人に対しては一律の税率で賃金課税 (ただし控除あり) し、法人段階に対しては同率で、キャッシュフローに課税するものである。個人部分に控除を設けるのは、累進性を持たすためである。

これに対し、賃金部分の税率をフラットではなく累進にすることにより、更なる所得再分配効果を確保する税制はXタックスと呼ばれ、ブッシュ大統領税制改革諮問委員会の報告書の第2案として反映されている。

このように、消費課税にはさまざまな類型があり、課税ベースである消費を、消費者、勤労者、事業体 (法人等) にどう課税するかということによって消費課税の呼び方が変わってくる。また、税の仕組み方如何で、誰が納税義務者が異なってくる。しかし、呼び名や納税義務者は異なっても、消費を課税ベースとする点は変わらないので、経済効果は変わらない。

12) OECD (2006)

13) 税制調査会 (2009 b)



要約すると、「消費」は、「所得－貯蓄」と定義されることから、「消費」を課税ベースとするということは、消費せず貯蓄した分は課税されない（消費された段階で課税される）ということになる。企業段階で考えると、貯蓄は投資に等しいので、貯蓄に課税しないという事は、投資に課税しないということになる（第3式参照）。したがって、消費課税と言うのは、「貯蓄と投資に課税しない税制」と言い換える事ができる。また、貯蓄に課税しないということは、勤労所得にのみ課税する賃金税ということにもなる。

### Ⅲ－2－2. 付加価値税—VAT から GST へ

VAT は、1960年代にフランスで導入されて以来100か国を超える国・地域で導入されている税制で、わが国にも1989年4月から消費税として導入されている。付加価値税は、生産・流通・販売の流通経路にそって、売上から仕入を引いたもの、すなわち付加価値が課税ベースとなるので、付加価値税と呼ばれている。設備投資は仕入に含まれ控除されるので、投資には課税されないということが出来る。納税義務者は事業者で、負担するのは最終消費者である。両者が異なるので間接税と呼ばれている。

主要先進国でVATを導入していないのは米国だけというように、全世界に急速に普及しているが、その理由としては次の点があげられる。

第1に、生産・流通・販売等の全段階の事業者には課税するので、広く財・サービス全般に課税が可能となり、産業構造・流通に中立的な税制である。

第2に、前段階税額控除という方法により、課税の累積を排除することができ、また、輸出取引を免税にすることにより国境調整が可能なことから、国際競争力の低下を招かない。この点は、国際競争力という観点から税制を考えるにあたって、極めて重要な視点である。

第3に、生産・流通・販売の連鎖（リンク）の中で課税されるので、納税義務者である事業者間相互に牽制効果が働き、高いタックス・コ

ンプライアンスが期待できる。

第4に、課税ベースが広いので、税収効果（財源調達効果）が高く、福祉国家の財政基盤強化に役立つ。もっとも、米国ではこの点が、大きな政府を招く税制（タックス・マシンの呼び方もある）として、むしろネガティブにとらえられていることは興味深い。

また、消費に直接課税するものに小売売上税があり米国やカナダで州税として導入されている。事業者から購入する財とサービスに対して、最終消費者である家計が単一税率で負担する税で、二重課税や累積課税を排除するため、事業者間の取引は課税対象から外れ、非課税となっている。全米50州のうち45州が導入しており、税率は4%から7%の間で、州の歳入の半分以上を占める基幹税となっている。課税対象は州によって異なるが、薬品、新聞、食料品は非課税としている州が多い。

この税の問題点としては、次の点が挙げられる。

第1に、小売業者は、対事業者と対消費者とを区別して税を徴収する必要があるが、区別は簡単ではなく、一部二重課税となっている。

第2に、小売業者の数に比べて州税の担当者の数が少なく、業者への税務調査の割合が1～3%程度といわれており、零細事業者の申告漏れが指摘されている。

第3に、各州により制度や非課税の範囲が異なったり、食料品非課税の場合でも食料品の定義がはっきりしない等の問題があり、事務コストがかかっている。

最後に、州をまたがる通信販売、オンライン取引に対しては、納税義務者が州外にいるので課税が難しく、州内事業者との間に不公平を生じさせている。

### Ⅲ－2－3. 支出税

消費に対して、直接税として課税する考え方の税制を支出税という。この税制は、20世紀中盤に英国の経済学者カルドアによって提唱されたもので、変動する各年の所得ではなく、

長期間に平均化された経済力ともいふべき消費支出を課税ベースとする税制である。消費者が、年間の消費支出に充てる資金の額、すなわち、年間の所得額から純資産（貯蓄）の増加額を差し引いた額を、自ら申告して納税する直接税として考えられている。すべての所得（賃金、給与、利子、配当等）からネットの新規貯蓄を控除したものを課税ベースとし、累進税率や人的控除の適用を行うものである。

税制の基本的考え方として、生涯を通じた経済力に対する税負担に着目し、子孫への遺産・贈与も消費支出として考え課税することにより、生涯所得に対する課税となる。貯蓄（投資）に対する課税がなくなり、キャピタルゲイン課税の問題やインフレ調整・減価償却といった問題も排除され、ライフサイクルの負担の平準化が可能になる等消費課税共通の長所がある。

1974年に米国アンドリュース教授は、古典的な支出税を改良した新しい制度としての「前納型の支出税」を提案した。これは、「前納貯蓄」という勘定を作り、住宅購入等本来課税ベースから外れる「資産の増加」を適格にしないことによって課税対象に含める一方で、住宅購入のための積立や借り入れ返済の段階で課税するという方法である。これは、個人の資産の増減を税務当局が逐一捕捉をしなければならないという問題を回避しようと考案されたものである。支出税については、その後、米国財務省ブループリント（1977年）や英国ミード報告（1978年）で具体的な勧告が行われた。

しかし、実際の導入となると次のような執行可能性の問題があり、先進国での導入は行われていない。実施には、個人ごとの資産登録など税務当局の資産の把握や監視が必要となりコストがかかること、支出税は仕組み上源泉徴収ができないので、税金の取り漏れなどが生じる可能性が高くなること、ピアノや車などの耐久消費財消費と貯蓄の区別が困難で、これをどのように振り分けるかという問題が生じること等である。

一方で、消費課税の理論的優位性をうたう

支出税の考え方に対しては大きな反響が寄せられ、米国のレーガン税制改革（第2期）の課税ベースの拡大と税率のフラット化や、わが国の消費税の導入という形で、各国の税制改革に大きな影響を与えた。この点に、支出税の大きな意義があるといえよう。

### Ⅲ-2-4. フラットタックス・エックスタックス

フラット・タックスは、1981年、経済学者のHallと政治学者のRabushka（スタンフォード大学）によって考え出され、1986年のレーガン税制改革において注目を浴び、その後Armeny-Shelby議員等により法案化された税制である。この税制は、前述のように、付加価値を、個人段階の賃金と、法人段階のキャッシュフロー（利子+利潤-設備投資）に2分し、同率の税率で、個人に対しては賃金課税し、法人段階に対してはキャッシュフロー課税する。

基本的コンセプトは次のとおりである。個人も、法人も、単一のフラットな税率で一度だけ課税される。個人の課税ベースは、賃金・給与、年金の受給で、利子、配当、キャピタルゲインは対象外である。法人の課税ベースは、売上から仕入れと設備投資額を控除し、更に（個人段階で課税される）賃金・給与等を控除したものである。支払い利子の損金算入は認められず、企業段階で課税される。キャピタルゲインは企業の収益として企業課税される（と考える）。個人の課税段階では、人的な控除が設けられており、課税最低限を構成し累進課税となる。それ以外の特別措置、控除は原則として設けない。

この税制は、個人段階で、利子・配当・キャピタルゲイン等の投資収益には課税しないので、所得税制ではなく消費を課税ベースとした税制といえることができる。法人の方は、現行法人税とは大きく異なり、課税ベースは、売上から設備投資を含む仕入れを控除し、さらに賃金・給与等の労働コストを控除したものとなる。設備投資が全額即時控除になる点と、支払い利子の損金算入が認められず法人課税

される点が現行制度との大きな違いである。

この税制の長所として、簡素性が挙げられる。かつてアーミー議員の提案した法案では、フラット・タックスの申告書は、郵便葉書一枚で可能とされ、年間400億ドルとも言われている自主申告に伴う国民コストが削減されるとしていた。

税率については、現行税制と税収中立という前提で置き換えた場合、課税最低限（夫婦二人）を3万ドルとして、おおよそ20%強というところではないかと、96年当時の税制のもとで財務省が試算している。この結果、限界税率が引き下がり勤労に対するインセンティブは増加する。また、法人所得に対する二重課税の問題がなくなり、貯蓄が増加し、経済が効率化するという効果が期待される。特定の産業、特定の投資（例えば住宅投資）に対する優遇措置が無くなり、課税ベースが広がり、資源配分のゆがみがなくなる。

この税制の最大の難点は、税率がフラットなことから、いわゆる逆進性が働くという点である。米国では、この点を改善するために、給付付き税額控除を活用することが一般的である。

この点を改善した税制として、Xタックスがある。これは、プリンストン大学のブラッドフォード教授が提案した税制で、法人に対しては、フラット・タックスと同じ課税ベースで課税し、個人の賃金に対しては、累進税

率で課税するというものである。その場合の税率は現行税率と税収中立で計算して、法人が28-30%、個人は最高税率が30%と計算されている。所得税における累進機能を重視したもので、勤労税額控除等の給付付き税額控除もセットで考えられている。

これらの税制における法人課税部分は、ミード報告で提言されたキャッシュフロー型の税制である。課税ベースは、実物取引から生ずるキャッシュ・フローとするRベース、実物取引+金融取引から生ずるものとするR+Fベース、株式取引から生ずるものとするSベースがある。国内の収益から投資を即時償却し「正常収益」ではなく「超過収益」のみに課税する。利子も課税ベースに入れるので、投資に対して中立的、負債調達と株式調達も中立的、内部留保と新株発行も中立的となることだが、この税の最大の長所である。現行の法人税と比べると課税ベースが小さくなるため、税収中立を確保するためには税率を引き上げなければならないこと、キャッシュフローは所得よりも変化が大きく、税収の変動が大きいことが実現に向けての最大の弱点である。

以上述べた、消費を課税ベースとする税制には、経済政策上さまざまな利点があり、VATの導入を嫌う米国において、今後も議論が続いて行くことが予想される。詳しくは、次に述べる。

## IV. ブッシュ大統領税制改革案<sup>14)</sup>

### IV-1. 米国税制改革の背景

06年11月、「簡素・公平・経済成長促進」を基本方針としたブッシュ大統領税制改革諮問委員会の報告書（以下「報告書」）が公表された。改革の狙いは、税制の簡素化と効率化にある。

税制がきわめて複雑になった結果、納税者に多大のコストを強いる一方、専門家からのアドバイスが可能な高所得者はタックスシェルターを使うことにより節税を行い、垂直的公平性を害していることと、所得税体系の下での利子所得

14) 森信（2006）

や配当所得への二重課税が経済効率を阻害していることの2点に問題意識を設定した。具体案として、現行の所得課税を基礎とした簡素所得税案（Simplified Income Tax Plan）と、課税ベースを消費により近づけた成長・投資促進税制案（Growth and Investment Tax Plan）の2つの政策オプションがとりまとめられた。

第1案と第2案に共通な内容としては次の点がある。個人所得税においては、人的控除、概算控除、子女税額控除等を廃止し家族税額控除に一本化する。住宅ローン利子控除は、現行の所得控除から税額控除に変える。IRA（個人退職勘定）や401kといった貯蓄非課税勘定制度を、企業年金勘定、個人年金勘定、家族貯蓄勘定の3つに統合・拡充する。法人税については、代替ミニマム税を廃止し、租税特別措置を原則として廃止することとされている。

米国税制の複雑性は、自主申告制度を採る米国納税者の大きな負担になっているだけでなく、各種のループホールを活用した高所得者

中心とする租税回避が広まり、そのことが垂直的公平性を阻害し、税制に対する信頼性を損なわせている。そこで、税制をより簡潔にして、コンプライアンスコストを低下させ、租税回避を縮小させることが、大きな政治的・社会的課題となっており、この点が所得課税か消費課税かという税制の選択とも関連してくるのである。

米国税制が複雑になった根本原因は、包括的所得税そのものにさかのぼって考えることができる。所得税制の下では、担税力に応じたきめ細かい負担の調節が可能になり、よりよい公平性を達成することが可能になるという考え方から、米国所得税には、人的控除に加えて、概算控除との選択できる項目別控除（住宅ローン利子、慈善寄附金、支払地方税額、医療費、雑損失等の実額控除）が導入され、また、IRA、401k等の年金貯蓄優遇税制、子女税額控除、勤労所得税額控除、教育費等税額控除（HOPE税額控除、生涯教育費税額控除）も導入されるなど、税制が大層複雑化してきた。また、立法

図表 10 米国税制改革案

	第1案—簡素な所得税制案	第2案—成長及び投資税制案
家計		
税率	15、25、30、33%	15、25、30%
受取り配当	非課税	15%で課税
株式譲渡益	4分の1だけ総合課税	15%で課税
受取利子	総合課税	15%で課税
(注) 1案も2案も、税率構造を簡素化、代替ミニマム税を廃止、住宅ローン利子控除、慈善寄附金控除等の各種項目別控除については、整理・縮減。人的控除(基礎控除、扶養控除に類似)、概算控除、勤労所得税額控除、子女税額控除等の各種控除を家族税額控除と勤労税額控除の2制度に統合。		
法人		
税率	31.5%	30%
事業体への課税	大規模企業は、組織形態に関わらず法人課税	あらゆる事業体について同等に課税
投資	簡素な加速度償却	即時損金算入
支払利子	現行どおり	金融機関以外控除できず
受取利子	現行どおり	金融機関以外非課税
国際課税	外国所得非課税	仕向け地課税(国境調整)



過程で特定の利益集団の利害が政治プロセスを通じて入り込み、税制をさらに複雑化している。

次に、包括的所得税制の下では、資産の純増（キャピタル・ゲイン）は、実現時まで繰延べざるを得ないが、「実現（リアライゼーション）」の時期については、政策論とぶつかることが多く、法令は複雑にならざるを得ない。たとえば企業組織再編税制は、分社・分割等に際しての資本の移動について、所得の実現・認識（レコグニション）の時期に関する政策的な配慮（課税繰り延べ）をしており、その規定はきわめて複雑である。

また、所得課税に特有な減価償却制度と利子控除とを組み合わせたタックスシェルター（租税回避）が蔓延するとともに、その防止策が税制を複雑にしている。

もう一つ米国では、タックスシェルターのビークルとなる、パートナーシップ、LLC等の事業体が広く活用されていることも税制を複雑にしている要因である。

このような税制の複雑性を根本的に排除したいという意向が、消費課税議論につながっている。簡索性という観点から所得税と消費税の比較検討を行うことは、きわめて有用なことである。もっとも、税制は、簡素であればある程よいというものではない。所得税制には、消費税制ではなし得ない、個人毎の事情を斟酌した木目細かい制度設計が可能になるという大きなメリットがあるので、議論の際にはバランスをとる必要があるが、これまで以上に税制における簡索性の重要性が増していることは認識すべきことであろう。

#### IV-2. 第1案—簡素所得税案

個人所得税の税率ブラケットを、現行の、10%、15%、25%、28%、33%、35%の6段階から15%、25%、30%、33%の4段階に簡素化、最高税率を35%から33%に引下げる。利子所得については総合課税、配当所得は二重課税を排除するという見地から非課税（現在は、最高15%の軽減税率）、長期（一年超保有）キャピ

タル・ゲイン（現在は、最高15%の軽減税率）については、利益の4分の1を課税（したがって、最高税率は8.25%）ということで、金融所得にかかる税負担を大幅に引き下げる。また、低所得者対策のため、年間2000ドルまでの貯蓄優遇勘定への拠出額の4分の1に相当する税額控除を付与する制度（Refundable Savers Credit）を、500ドルの上限つきで創設する。

法人税については、売り上げ規模に応じて大企業・中企業・小企業の3つにわけ、中・小企業には現金主義会計を導入、小企業の減価償却は、土地・建物を除き即時償却を認める。また、大企業について、法人かパートナーシップかという組織形態による課税制度の違いをなくし、法人課税に統一する。この案は、あくまで所得課税の枠内での改革案である。

#### IV-3. 第2案—成長・投資促進税制案

第2案は、所得税の考え方を大幅に改め、消費税化を大きく推し進めた案である。フラット・タックスのコンセプトに基づきつつ、個人課税部分を推進税率にしたエクス・タックスと呼ばれる税制がベースとなっている。金融所得を分離し低い税率で課税し、利子所得の企業レベルでの損金算入を認めず、投資の即時償却を認めるという内容である。個人所得税の税率ブラケットは15%、25%、30%の3段階に簡素化する。

具体的には、金融所得、つまり配当・キャピタルゲイン・利子課税については、15%の軽減税率で課税する。法人所得税については、最高税率を35%から30%に引下げ、投資の減価償却制度を廃止し、投資の即時損金算入を認める。また、支払利子控除を廃止し、利子（相当分）を企業段階で課税する。この方式によると、VATの下では課税計算が困難な金融取引についても消費課税できることがメリットとしてあげられている。

金融所得は勤労所得と分離して、低率の一定率で課税する、勤労所得は累進で課税するという考え方は、北欧諸国が導入している二



元的所得税と同じ考え方である。目標は経済成長の促進で、金融所得への課税を優遇することにより、貯蓄や資本の効率的な活用を促す。法人の利子の損金算入を認めないことにより、租税負担軽減のための不必要な借入れのインセンティブをなくし、企業体質を強化する。さらに、企業が資金調達を行う際の負債（デット）と株式（エクイティ）との中立性を確保する。加えて、投資の即時償却により投資促進効果が期待される。また、米国企業は減価償却（加速度償却）と利子控除を組み合わせてさまざまな租税回避を行ってきたが、投資の即時償却を認めることによりそれを塞ぐ効果も期待される。

このように第2案は、企業課税レベルでの投資の即時償却、利子の損金算入の否定をし、課税ベースを所得から消費（キャッシュフロー）に移行する大胆な改革案となっている。他方で、金融所得である利子、配当、キャピタル・ゲインへの個人段階での課税については、非課税にすることが政治的・社会的に困難であることから、勤労所得と分離した上で

税率の軽課（一律15%）にとどめており、その限りで所得課税制度も残したハイブリッドな税制である。

一方で、所得控除を税額控除に変更した上で、税額控除の拡充を図ることにより、税率を動かすことなく累進度を上げ所得再分配機能の強化をすることがうたわれている。つまり、税と社会保障の一体運営としての給付付き税額控除（EITC等）の拡充をセットした提言となっている。

「報告書」の第1案、第2案ともに、税制改革理念として「経済成長の促進」という哲学を明確にしている。現行米国税制の問題点として、法人所得（配当）に対する二重課税に伴う貯蓄・資本の非効率性、直接金融と間接金融の非中立性の問題、利子控除や減価償却を活用した租税回避機会の増加、異なる事業体を用いた投資の非中立性の問題等を指摘している。この背景には、低い貯蓄率に起因する貴重な資本を効率的に活用するためにはどのような税制が最も望ましいかという問題意識がある。

## V. 効率と公平の両立を求めて

### V-1. 公平と効率の両立

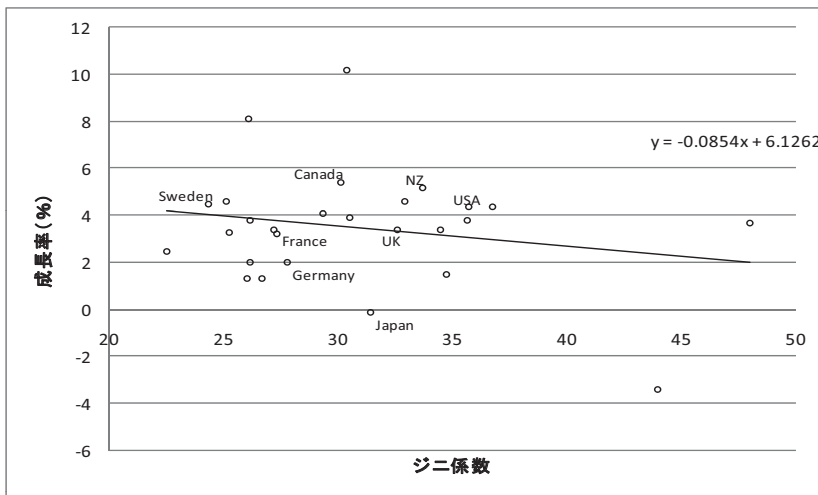
先進各国のさまざまな税制改革案を見てきた。この背景にあるのは、グローバル経済下で、社会の公平性と効率性（活力）を両立させつつ、高齢化に必要な公共サービスのために必要な税収をいかに確保していくか、という課題である。

これまで公平と効率は、トレードオフと考えられてきた。たとえば、公平を求めて再分配機能を強化すると勤労意欲に影響を与え経済効率が下がるという考え方である。しかし、最近の研究ではこの点が必ずしもそうではないことが判明してきた。適切な再分配が機能し、ジニ係数が低いほど、一人あたり成長率が高くなる

可能性が明らかになりつつある。このことは、実際、世界銀行のWDI2008のデータを用いて、ジニ係数と一人あたり成長率の関係をプロットしてみると、図表11のように、負の相関が成立していることから確認できる。

ダルハウジー大学のオズバーク教授は、教育の機会の均等を保障するような再分配政策を行うことによって、公平を確保する政策は、人的資本の価値向上を通じ、中期的な経済成長につながる。一方高い累進税率は、経済にゆがみ・非効率をもたらす。そこで、効果的な再分配政策とセットで税率引下げが行われるなら、トレードオフは解消される」という論文を公表し

図表 11 ジニ係数と成長率



出典：成長率は“OECD Stat Extracts”，ジニ係数はMichael Förster and Marco Mira d’Ercole(2005)“Selection of figures from OECD Questionnaire on Income Distribution and Poverty” OECD Social, Employment and Migration Working Paper No. 22より。

ている。つまり、公平性を高める税制改革と効率性を高める税制改革をセットで導入することが、わが国の税制改革の重要なキーワードとして浮かび上がってくる。なお、効率的な税制という場合、資本の効率を高めるような税制に加えて、経済外部性の観点から市場の失敗を補正するような税制も含めて考えることが必要である。

OECD (2006) は、各国政府が公平と効率のトレードオフのもとで、公平と効率の調和、あるいは両立を目指す税制改革を社会保障と一体的に構築していったと指摘している。具体的には、成長志向型の効率的な税制の構築として、所得税から VAT の拡充、のシフト課税ベースの拡大とセットの法人税率の引下げ、金融所得の一元化・税率の引下げである。他方で、BRICS 諸国の追い上げ等により、先進各国に広がりを見せる所得格差の拡大という問題に、給付つき税額控除の導入等、税制と社会保障を一体的に設計して対応するという公平税制を構築し、双方を組み合わせながら対応してきたのである。

これらの状況を踏まえて、米国の税制改革議論があり、英国 IFS のマリーリス・レポートで

の法人税改革議論がある。

他方で、英国、米国、フランス、さらにはスウェーデン等の北欧諸国でも給付つき税額控除（勤労税額控除等）の導入・拡充が行われ、税制と社会保障の一体的設計が進んでいる。

この背景には、先進国が、国際競争の激化、経済・金融活動のグローバル化のもとで、人口の高齢化、少子化が進展し、高齢化のための社会保障費用をどうまかなうか悩みながらも、税負担を安易に引き上げることは、人や資本、さらには所得そのものの逃避をもたらし、経済を阻害するというトレードオフがある。税制の中身を経済成長指向型にする「効率的な税制」と、そこで生じる不公平を是正するための「公平な税制」を合わせ行う税制改革が必要な所以である。

二元的所得税は、冷戦後の激化する国際競争、ヒト・モノ・カネの自由化の中で、効率性に重点を置いた現実的な税制として導入され、機能する税制として、その後の各国の税制に大きな影響を与えた。効率的な税制としての側面が強いが、各国ともそれを補うために、所得再分配機能を強化する見地から、給付つき税額控除をはじめとして、公平面への配慮を、税制と社会

図表 12 公平と効率的な税制の両立の具体案

1. 垂直的公平性を高める  
所得控除から税額控除・手当（歳出）へという方向を推進。税率を変更せずに（効率性を損なうことなく）所得再分配効果を高めることができる。労働供給にインセンティブを加える勤労税額控除の導入。雇用の確保と職業訓練等とセットで導入し格差・貧困問題へ対応。証券優遇税制は本則の 20% に戻す。
2. 水平的公平性を高める  
租税特別措置の整理による課税ベースの拡大。景気との関係に目配りしつつ、個人関係の租特も見直しが必要。住宅減税（8 千億円）は、借家人との公平、持家と借家の選択をゆがめる効率性の観点から問題。
3. 効率的な税制の構築  
課税ベースの拡大とセットでの法人税率の引き下げ、利子・配当・株式譲渡益等の間で損益通算を認める金融所得一体課税の推進。  
経済外部効果の大きい R&D 税制は、整理しつつ租税特別措置から法人税本則に移行。負の経済外部効果が大きいエネルギー消費については、環境税を導入し市場メカニズムの下で効率的な資源配分が可能。
4. 将来的には、消費税へのシフトが経済効率を高めることにつながる。
5. 政府の規模の見直し 桂会保障の再構築を通じた財政赤字の取れん

保障を一体的に改革することで整合性をとってきた。もっとも、双方の動向は、あらかじめ計画的に導入されたというより、時々の状況に対応するための制度として導入され、振り返ればそのような思想が読み取れるという側面もある。

## V-2. 税制改正の具体的方向

わが国において公平と効率の両立という観点から具体的な税制改正の方向を述べてみたい。まず垂直的公平性を高める観点からは、所得控除から税額控除・手当（歳出）へという方向が挙げられる。一般的に所得控除は高所得者ほど税負担の軽減額が大きいため逆進的であり、所得控除から税額控除へ、さらには給付を組み合わせることにより、税率を変更せずに（つまり効率性を損なうことなく）所得再分配効果を高めることができるからである。この点について、基礎控除等を廃止し子供手当に移行する検討は、所得税の課税ベースを拡大させ、高所得者の税負担を増加させる効果も持つが、一層の累進機能の強化のためには、子供手当に所得制限を付けることを検討すべきだろう。

加えて、労働供給にインセンティブを加え

るということを目的に、英国や米国で導入されている勤労税額控除を導入することが必要である。雇用の確保と職業訓練等による労働の質の向上策とセットで導入すれば、我が国に拡大しつつある格差・貧困問題への有効な対応策になる。そのためには早急に番号制度の導入を決断する必要がある。このほかにも、証券優遇税制である 10% の税率は公平の観点から行き過ぎであり、本則の 20% に戻すべきであろう。

次に水平的公平性を高める見地からは、租税特別措置の整理による課税ベースの拡大である。租特というと、企業関係だけに目が行きやすいが、景気との関係に目配りしつつも、個人関係の租特も見直しが必要である。住宅取得者に対する減税で 8 千億円もの税収を失っていることは、借家に入っている人への公平の観点から、さらには持家と借家の選択をゆがめる効率性の観点からも問題がある。

効率的な税制の構築としては、課税ベースの拡大とセットでの法人税率の引き下げ、利子・配当・株式譲渡益等の間で損益通算を認め分離課税することにより、個人のリスクテイク能力や資本の効率性を高める金融所得一体課税の推進が必要である。また、経済外部効果の大きい

R&D 税制は、一部を整理しつつ租税特別措置という位置付けから法人税本則に移行させることを考える必要がある。一方、負の経済外部効果が大きいエネルギー消費については、環境税を導入し、市場メカニズムに組み入れることによってより効率的な資源配分が可能になる。

このような効率的な税制改革の方向性は、最終的には消費課税へのシフトにつながっていくことが望ましい。これまで繰り返し述べてきたように、消費課税の本質は、貯蓄・資本蓄積に有利に働く、成長促進型税制で、さらに、二重課税の問題がなくなり、間接金融と直接金融との中立性が確保され、企業の不必要な借り入れが抑制され、企業体質の強化につながるという大きなメリットがある。また VAT には、国境調整が可能で、国内産業の国際競争力が損なわれないこと、前段階仕入れ税額控除方式を採る

ので、事業者相互間チェックのメカニズムが働き、タックス・コンプライアンスが高いというメリットもある。

租税回避との関連では、租税特別措置の入る余地が少なく、税制が簡素となる。また、水平的公平性が確保され、ライフサイクルでの税負担の平準化となる大きなメリットが生じる。

デメリットは、所得再分配の問題（逆進性）であるが、これに対しては、カナダ型の給付付き税額控除（GST 控除）で対応することにすればほぼ完全に逆進性問題はクリアできる。

わが国では消費税が、高齢化のための社会保障費を賄うための税制として、税収調達機能に着目した議論ばかりが目につくが、上述したような税制の本質からくるメリットを前面に出した抜本的税制改革の議論が必要である。

## 参 考 文 献

- 金子宏（2009）『租税法 第14版』（弘文堂）
- 国枝繁樹（2003）「コーポレートファイナンスと税制」（フィナンシャルレビュー 69号）
- 後藤和子（2009）「オランダにおけるボックス課税導入の背景とその評価をめぐって」（財政学研究会）
- 鈴木将覚（2008）「抜本駅業税制改革の議論」みずほ総研論集 2008年1号
- 田近栄治・八塩裕之（2008）「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体課税」（社会問題人口研究所 08winter号）
- 馬場義久（2001）「Dual Income Tax 論と金融所得税制の改革」（日本証券経済研究所『資産所得課税の理論と実際』）、「スウェーデンの個人資産所得税制」（租税研究）
- 松田有加「二元的所得税における税負担の累進性」NUCB ジャーナル
- 森信茂樹（2010）「日本の税制 何が問題か」（岩波書店）
- 同編著（2010）「金融所得体課税の推進と日本版 IRA の提案」（金融財政事業研究会）
- 同（2008）「給付つき税額控除」（中央経済社）
- 森信茂樹（2007）「抜本的改革と消費税」（大蔵財務協会）
- 同（2006）「米国税制改革諮問委員会報告を検証する」租税研究（2006年2月号）
- 同（2005）「二元的所得税論と金融税制一元化について」大阪大学経済学—本間正明博士還暦記念論文集 54巻4号
- 同（2002a）『わが国所得税課税ベースの研究』（日本租税研究協会）
- 同（2002b）「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」（フィナンシャルレビュー 65号）
- 同（2000）「抜本的税制改革以後の税制とシャウプ税制」『シャウプ勸告50周年の軌跡と課題』（租税法研究 28号）税制調査会（2007）「政府税制調査会海外調査報告」（2007年4月13日）

- 同 (2009a) 「政府税制調査会海外出張報告 (アメリカ, カナダ)」 (2009年8月6日)
- 同 (2009b) 「政府税制調査会海外出張報告 (ドイツ, イギリス, オランダ)」 (同上)
- 東京財団 (www.tkjd.or.jp)
- 「給付付き税額控除, 具体案の提言」 (2010)
- 「税と社会保障の一体化の研究」 (2008)
- Cnossen, S. (1998) “Dual Income Tax”
- Muten, L, Sorensen, P, and Hagen, K (1996) “TOWARDS A DUAL INCOME TAX?” (Foundation for European Fiscal Studies, Erasmus University Rotterdam, Kluwer)
- Sorensen, P. (1998) “Tax Policy in the Nordic Countries” 邦訳「北欧諸国の租税政策」(財団法人 日本証券経済研究所)
- OECD (2001), WP2 Discussion Paper “Recent Innovations in Nordic Tax Policy, From the Global Income Tax to the Dual Income Tax”
- OECD (2006), “Fundamental Reform of Personal Income Tax” (OECD Tax Policy Studies)
- OECD (2000), “Average Effective Tax Rates in Capital, Labor and Consumption” Economics Department Working Paper No. 258
- Genser, B. (2006) “The Dual Income Tax: Implementation and Experience in European Countries”
- R.McIntyre & T.Nguyen (2004) “Corporate Income Taxes in the Bush Years” Mooji & Nicodeme (2007) “Corporate Tax Policy, Entrepreneurship and Incorporation in the EU”